

令和7年度 第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 会議概要

1 日 時 令和7年（2025年）11月25日（火）15：00～16：30

2 場 所 滋賀県庁本館4階 4A会議室

3 出席者 古山委員、大平委員、池田委員、尾崎委員
いじめ対策マイスター統括員
事務局（県教育委員会事務局幼小中教育課児童生徒室）

4 会議概要

■議題1 滋賀県内の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について

（委員）

今年度から国公私立を合わせた滋賀県のいじめの状況を公表された理由について、教えてほしい。

（事務局）

昨年度まで公立に限定して公表していたのは、教育委員会管轄内の学校ということが理由。昨年度から子ども若者部と教育委員会とが連携して、子どものいろいろな諸課題に対して対応していく、知事部局と教育委員会が連携して対応していくという様に変わっていく中で、調査結果の数字自体も一緒に合わせ、公表した方が良いのではないかという、昨年度の懸念事項があったので、今年度からこのように公表した。

なお、関西2府4県では公立と私立等と一緒にデータを出しているケースはなかったが、全国的に調査したら、半数以上が一緒にやっており、一緒の方がスタンダードということがわかった。

（委員）

私立等を加えた結果、統計を見て、昨年度と何か大きく変わったようなことはあったか。

（事務局）

滋賀県自身、私立学校が少ないということもあるので、そう大きな影響はなかった。私立高等学校には、積極的に小・中学校時代に不登校になっていたお子さんを受け入れられている学校があるので、その辺の数字に多少の影響はあった。

（委員）

いじめ重大事態が17件発生したと説明があったが、重大事態の調査の主体を可能であれば、教えてほしい。

もう一点、いじめの認知件数が増加しているのは、国の方も言っているように、学校の先生たちの積極的な認知が進んでいると肯定的に言われているが、私が気になっているのが、「いじめの発見のきっかけ」である。学校がいじめ発見の主体とされる「学校の教職員が発見した」「学校のアンケート調査で発見」などが、以前は全国的にものすごく割合が高かつた。ところが、近年5年間を見ていると、学校が主体になって発見したという割合がどんどん下がってきて、逆に「いじめられている児童生徒本人の訴え」「その保護者からの訴え」というのが、令和2年度と比較すると令和6年度は全国的に5%増加している。

学校の先生の積極的な認知もそうだが、いわゆる法の理解が、保護者や子どもにも浸透してきているので、逆に「いじめの発見のきっかけ」が学校以外の場合は、今は学校の方が一歩遅れていると捉えることができる。ということは、重大事態に関わる事案になる可能性が極めて高いという様に最近考えている。わかる範囲で良いので、滋賀県の傾向はどんな感じか、教えてほしい。

(事務局)

2点目の方から答えさせていただく。元々滋賀県は「アンケートによりいじめが初めて発覚した」という割合が全国と比較してかなり少なく、「子どもからの訴え」「保護者からの訴え」が非常に割合としては高い。学校がいじめを認知していない状況から、急に話が来ることもあるが、逆に学校が少しでも信頼されていて、子どもまたは保護者から「こういったことを子どもが言っているけれど」と訴えやすいという状況にあると考えている。

両面性があるので、初動で学校が遅れていると見ると確かにそうであるが、私達が普段から子どもに言わせていただいている「信頼できる大人に相談しようよ」という訴えが、子どもや保護者に、法の理解とともに浸透しているのではないかと思っている。

1点目の調査主体につきましては、学校主体が16件、設置者主体が1件の計17件である。

(委員)

先ほど話題に出た国公私立を合わせた「滋賀県のいじめの状況」を公表されるようになつたのは、この2年ぐらいの間に「こども基本法」や「子ども基本条例」の施行などが立て続けにあり、そういうことにも関連して、子ども全体の問題としてとらまえようという、そういうこともあるのか。

(事務局)

「こども基本法」や「滋賀県子ども基本条例」に基づいてという部分も当然あるし、知事が政策の一つとして「子ども・子ども・子ども」というシンプルなネーミングをされているが、県内の子どもを見ていくとき、公立だけではなく私立も含めて、滋賀県の学校に通っている子ども全体を見ていかなければならないのではということで、滋賀県全体を公表した方が良いのではないかと考えたところ。

また、不登校の子どもに対しては「しがの学びと居場所のプラン」で対策が進められているが、子どもの周りの社会全体に対しても働きかけが必要で、その役割も考え、今回の公表になっている。

(委員)

学校の積極的認知については、確かに中学校の「いじめを認知した学校の割合」が100%になっており、統計でも明らかになっていると思う。

ご指摘があった発見のルートについては、「なるほど」という思う部分がある。学校の認知がなくて、いじめられた側からの訴えにより、認知されたいじめについて、ただ単に「発見できた」ということだけに注目すれば、発見できているので良いと思うが、例えば重大事態になり、調査する中で、「実は学校の先生も知っていた」、「いじめを見逃していた」という話になると、まずい話になると、その辺りまで見ようすると、統計で見ることには限界があるので、それはご指摘いただいて、そういう所も注意して見ていかないといけないと思った。

(委員)

小・中学校では、いわゆる「ネットいじめ」がとても多くなってきている。例えば、LINEグループでとか、学校ではなく家で行われていることが多いので、学校に訴えてもらわないと、学校はわからない。廊下や教室での「冷やかし」や「からかい」であれば、先生が見つけられるが、放課後に、家で、学外でとなると、見つけにくい。今「ネットいじめ」がとても話題になっていることから、子どもや保護者の方から訴えが出てきていると思う。逆に、保護者の中には、学外で起きたことを、学校に訴えて、解決してもらうことに、申し訳ないと、そういう考え方の保護者の方もおられると思う。学校にしっかり訴えを出してもらい、何とかしたい思いがある。滋賀県は、学校へのアピール、訴えのできる地盤になってきている感じはする。

(委員)

資料にある「いじめの態様」は、1つの事案に対して、主な内容が一つになっているのか、複数回答が可能なのか。

(事務局)

複数回答が可能である。先程のインターネット、スマホ等によるSNSを介してのいじめが発見しにくいという話になるが、嫌な思いをしたときに、本人や保護者が、「こんな嫌な思いをした」と訴えてくることで、潜在的ないじめを発掘することが、中学生、高校生と年齢を重ねるに連れて、少なくなることが予想できる。我々としては、児童生徒理解の原点に戻って、「その子の様子がおかしいな」とか、そういう視点で、なかなか気づきにくくても別な形で、例えば「1人1台端末を利用した心の健康観察」で、誰にも知られずに入力して、先生にだけ見てもらえるという取組を続けている。個人的には見えている以上に、いじめの件数は何倍もあるという感覚でやっていかなければいけないと思っている。

(委員)

「心の健康観察」も学校によって基準が違うが、「とてもしんどい」という申告があれば話を聞くとか、「しんどい」が何回連続したら話を聞くとか、各学校でチェックの仕方がある。本当にしんどい時にチェックを入れたら、先生に「どうした、どうした」と聞かれるのがしんどいから、しんどい時こそ「元気です」と答えるみたいな、そういう子どもの心もある。こちらの思いではすぐ出して欲しいのに、出てこないという、何かギャップはあると感じる。また、チェックするのは基本的に担任の先生になるので、「誰に相談したいですか」という様に、担任の先生以外を選べる項目も学校によっては設けられているが、担任から「なんで先生やったらあかんの」と言われたらどうしようとか思うと、結局誰にも相談できないみたいな、子どももいろいろ考えるので難しいなど、日々学校に居ながら感じる。

(事務局)

例えば、県ではSNSの相談もあるし、「こころんダイヤル」とか「24時間SOSダイヤル」がある。いわゆる「第三者で聞いてくれる相談窓口もあるよ」と周知徹底を図っている。そういう相談窓口では「秘密は守られる、相談をしてくれるのは別に悪いことではない、先生がそのことで気分を害されるということはない」と伝えている。しかし、子どもの心には、相談することで「先生に嫌われたらどうしよう」とか、気を遣うことがあるので、難しいところ。

いくつもの選択肢を子どもたちに示して、何らかの形で「信頼できる大人に訴える場面」を作つてあげることが大事。

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」推進事業を昨年度からスタートして、パイロット事業的に4市町と4つの県立学校で実施した。今年度は、すべての県立高等学校で実施している。個々の心の状況を5段階で答えて、「誰に相談したいですか」という質問だけだが、実施は年1回の学校もあれば、月1回の学校もある。次年度さらに良いものにし、使いやすいものにしたいと、今も進めているところ。

先ほど、ご質問があった「いじめの発見のきっかけ」が「アンケート」である割合について、数値をお伝えする。滋賀県の特徴は、「アンケートでの発見」の割合が低くて、「直接本人からの訴え」が非常に全国値と比べると高い。「アンケートでの発見」について、全国は48.0%であるのに対して、滋賀県は5.9%である。アンケートが少ない分、何が多いかというと、全国は「本人からの訴え」が19.6%であるのに対して、滋賀県は37.5%になっている。

「本人からの訴え」の割合が高いことについては、昨年度、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会、知事がトップで開催している会議になるが、その会議で外部の有識者から「直接訴えやすい環境があるというのは、滋賀の特徴で良いこと」という評価を得ているところ。

(委員)

「本人」というのは、「本人の保護者」も入っているか。

(事務局)

入っていない。本人のみである。調査は大きな分類でいうと、「学校の教職員が発見した」と「学校の教職員以外の情報により発見した」という分類になっており、「学校の教職員以外の情報」の割合が、滋賀県の場合、高いことが特徴。「学校の教職員以外からの情報」の中に、「本人からの訴え」「保護者からの訴え」「周りの子からの情報」「地域からの情報」「関

係機関からの情報」「その他」という項目がある。今述べた内訳の中で、「本人からの訴え」が滋賀県の場合、非常に高い。小中高含めて、このような傾向がある。

(委員)

今までその傾向については教えてもらっていたと思うが、今聞いても「なるほど」と思う。日頃、子どもの電話相談をやっていても、「本人からの相談」というのは極めて少なく、保護者から、あるいは関係機関からが多い。身近だからということで、本人から学校に言いやすいことは良いこと。

あとは、「心の健康観察」も含めて、本人が訴えて来た場合に、受け手がどう捉えるかが大切。大したことない話なのか、いやいやこれはちょっと怖いなど、引き続き相談を受けていくのか、受け手側の問題になる。受け手側に研修が必要である。

(委員)

関連するが、滋賀県は本当にその辺りの信頼関係ができていいなと改めて思う。全国的に見たときに、過去5年間の資料では、「学校の教職員が発見」というのが令和2年度は67.5%、先ほど説明のあった令和6年度は60.9%。約7%下がっている。一方、「児童生徒本人からの訴え」は令和2年が17.6%、令和6年は19.6%で2%上がっている。また、「児童生徒の保護者からの訴え」は10.1%が13.9%になり、約3.8%上がってきてている。

学校対応が苦慮したケースの話をしたいと思うが、「いじめの定義」はすごく広い。「一定の人的関係」があって、「学校内外は関係ない」という形になっている。私が相談を受けたケースの中で難しかったのが、違う学校、同じ少年野球のチームに入っているケース。いじめがあったときに、なかなか情報が入ってこなくて、結局、学校が知ったときには、かなり進んでいたというケース。

他には、地域の児童館に行っていて、子どもの学年が違うケース。放課後のことでの学校がその情報を知るまでに時間がかかった。幸い重大事態までは至らなかったが、学校は苦労された。小学校でよくお困りになるのは、学童保育の中で起こっていることを、結局小学校が対応せざるを得ないこと。学校が一から聴き取りをしなければならず、そういったところを学童の指導員さんが何か手を差し伸べてくれるという訳ではない。小学校の先生からすると、もう余分な仕事のように捉えられてしまっている。

また中学校時の人間関係を引きずって高等学校へ進学してから、トラブル・いじめに繋がっているものもある。

「学校の教職員が発見」の割合が下がり、「児童生徒本人からの訴え」「児童生徒の保護者からの訴え」の割合が上がっていることで危惧することは、いじめの起きた時点で情報が学校に入らず、時間が経過してから、解決されずに児童生徒や保護者からの訴え・情報が入ってくることが増える。そういった事案は、学校にとっては、対応に苦慮する事案になりやすいと考える。

(事務局)

数字だけでいくと、滋賀県では「子どもやその保護者が直接訴えている割合が高い」ということで、好意的に受け取りやすいが、実はそうとばかりも言っていられない。中学生、高校生ぐらいになると、子どもの心理として、先生に迷惑をかけたくないとか、家の人に迷惑をかけたくないという思いが働いて、実は重篤なケースが上がってこず、軽微なものばかりが上がるという傾向も時々ある。そういうときに、先生に直接伝えることだけではない、他の窓口も大切という先ほどの話に繋がる。私たちは「いじめ発見のきっかけ」の割合が「アンケート」ではなく、「直接」が多いから良いと思っているのではなく、潜在的に、隠れているところにまで目を向けなければならないという思いが強い。いろいろ意見をいただきありがとうございました。

■議題2 滋賀県立学校におけるいじめ防止対策の取組について

(委員)

説明があった「いじめ対策マイスター制度」は、いじめの重大事態の事案に限って対応さ

れるのか。

(統括員)

違う。重大な事態にならぬようになることが目的である。今までに関わった事案は7件であるが、重大事態ではなかった。いじめマイスターが学校に行って事案に関わるのは、次の2つの場合がある。一つは、学校からいじめ認知の報告を受けた事案の中で、事務局が学校に対応の確認が必要と判断したとき、学校に確認を行い、学校で困っていることがあれば、マイスターが学校へ行く場合。もう一つは、学校から直接マイスターを派遣してほしいと依頼があった場合である。

(委員)

個別事案に関わっている中で、例えば、「いじめの定義」と「先生個人の価値観」との違いによる対応の課題とか、「学校と警察の認識の違いによる連携の難しさ」とか、見えてきたものはあるか。

(統括員)

例えば、SNSによるいじめで、関係する画像があったとする。学校はすぐにそれを削除しないと指示したり、あるいは証拠として別に保管したりということになりがちであるが、実際に削除してしまうことが、警察の方から言うと、証拠隠滅になる。だから、犯罪になるような案件は、まずは警察に相談するよう学校へは指導している。

他には、学校の先生はどうしても子どもたちから「聴き取り」を行うとき、「聴き取り」と一緒に「指導」をしてしまいがちである。子どもの方からすると、先生が十分に自分の話や思いを聞いてくれなかつたということになる。このことが、特に加害生徒や加害生徒保護者の「学校への不信感」につながることがある。また、一部の高等学校の問題になるが、加害者への指導内容が懲罰的であるとか、家庭謹慎の指導を行う場合、指導の日数が先立ってしまい、その子を良くしていくという本来の指導内容が学校で検討されていないと感じられるケースがあり、問題であると認識している。

(委員)

そういう課題についても、学校に第三者が入るということが、ワンクッションになり、必要なことだと思う。

(事務局)

よくよく子どもに話を聞いたら、被害者と加害者が逆転するようなことが起こる。そういうことにならぬようになることが大切。委員がおっしゃられたように、ワンクッションという形でうまくいっているケースがある。

いじめには、いわゆる通常のいじめ事案もあるし、当委員会で扱うことになるかもしれない重大事態もあるが、その中間的なものを「いじめ対策マイスター制度」で取り扱っている。重大事態にはならないが対応が困難、あるいは加害生徒を指導することが困難なケースがあるので、そういったときに、マイスターの統括員に、まず学校に行っていただき、相談を受けていただいて、どういう専門家を派遣すれば早期解決に導けるかを考え、狙いを持って派遣を実施している。

(委員)

「いじめ対策マイスター制度」はこの6月からの実施だが、従前から、学校のいじめ対策委員会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学識経験者や弁護士が外部専門家として参加できる事業が教育委員会にはあったと思うが、その辺りのすみ分けはどうなっているのか。

(事務局)

従前からある「生徒指導緊急サポート事業」では、弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等の方に専門家として学校を支援いただいており、いじめの重大事態の調査や命に係わる緊急事案の対応にあたっていただいている。マイスターはいじめに特化しており、先ほど申し上げた中間的なところで、その時点できちんと対応することによって、子どもも精神的に追い込まれずに済むし、また保護者に対してもきちんと対応で

きるよう、学校に入って助言や指導をしていただいている。加害者への指導・支援にもフォーカスするところがマイスターの特徴である。

(委員)

被害者に寄り添う支援と加害者への指導を、緊急サポート事業とマイスター事業で並列してできるということで、この後どういう成果が発表されるのか、見守りたい。

(委員)

いじめ対応の記録用紙（サンプル）を3種類作成しているのは良い取組である。学校の先生は、聴き取りの記録が苦手。良い記録と悪い記録の例を付けると、より分かりやすくなる。例えば、悪い例でいうと、「アンケートの実施」とだけ書いてあって、アンケートから何が出てきたかを、全く記入していないなどがある。

それと、滋賀県では「いじめの発見のきっかけ」で、アンケートは少なかったが、情報を口頭ではなく、紙に書くという利点がある。例えばアンケートの結果を、みんなで分析するための対策委員会で使用する記録用紙もあれば良いと思う。いじめ対策委員会が「常設」だということを理解していない先生もいるので、理解を促すことにもつながる。事案が起ったときにだけ、対策委員会をするのではない。

あと1点、マイスターが具体的な事案を活用して学校で研修を実施されているのは、ものすごく良いこと。「いじめの定義」を言うよりも、ケースバイケースというか、ケースメソッドを使って、「この場合どう対応しますか」と聞いて考えてもらう方が、現場の先生にはリアル感があってすごく良いと思う。

11月21日に文部科学省の方から、こども家庭庁と合同で「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」が出されたが、事例と気づきのポイントという構成になっていた。あれは、学校の先生にはハードルが高いけれど、教育委員会の指導主事が研修会で使う資料だと私は考える。管轄の教育委員会が今どういう課題を持っているのかということを、文部科学省とこども家庭庁が示している事例に当てはめて、研修を実施するのが適当。

(委員)

いろんな取組を教育委員会でされていて、それぞれに特化した事業があるが、現場の先生が、どれ位これを知っておられるかが疑問。何かあったときに、どこに話を持っていったら良いのかというのは、まだまだ周知されていない気がする。管理職の先生は知っていても、現場の先生はまだ知らないこともある。遠慮せず、相談しても大丈夫ということを学校に知っていただきたい。

あともう1点、学校は今後いつ加害者になるかもしれない子どもをたくさん抱えている。怒りのコントロールが苦手な子ども、思いをうまく伝えることが苦手な子どもが多いということ。この辺りに対する未然防止の取組として、学校があまり持っていないノウハウの情報を見せていただきたい。

(事務局)

コロナ禍のいろんな制限がある中で育った子どもたち、人との距離感がわからずに育つたことから、全国的にいじめや不登校の児童生徒数は増加し、委員が心配されるケースはこれからも増えるのではと予測する。そういうところも含めて、このマイスター制度の役割は非常に大きいと考えている。何も加害者を懲らしめるためのものではなく、加害の子が抱えている課題について、それを支援して和らげ、繰り返さないように、専門家に繋いでいきたい、そういう思い。

(委員)

いじめの重大事態の調査の主体を確認させてもらったが、16件が学校主体であった。調査の主体がいわゆる「第三者委員会」ではなく「学校」であることや、調査開始時の保護者への説明について、どのようにされているのか。

(事務局)

県立学校の場合になるが、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿った説明を丁寧に行っている。ただ、いきなり「法律」や「ガイドライン」のことを申

し上げても、保護者にその場でご理解いただくには難しいことがあるので、その都度わからないとおっしゃるときに、学校を通じて説明することを心がけている。第三者性の確保でないと、本県では学校主体の調査でも必ず外部の者、具体的には、その学校のスクールカウンセラーでないカウンセラー、弁護士、教育委員会事務局の者が入り、風通しを良くし、学校任せにしない対応をしている。

別の話になるが、本県では私立学校も含めて一緒にいじめの研修をやっている。これは、全国的にも珍しいのではないかと考えている。冒頭でも申し上げた通り、知事部局と教育委員会が一緒になり、国公私立を含めた対応の一つ。また、従前から滋賀県には特徴があり、高等学校の生徒指導担当の会議に、私立学校も参加されているし、不登校の研修も一緒にやっているので、これからも続けてまいりたい。

(委員)

いじめ防止や重大事態の対応は、法律に則った対応が必要で、すでに学校の対応がシステム化されていると思う。そういう辺りのことを、私立学校も他の学校の状況を知っておく必要があることから、私立学校の方からもニーズが多いのではないか。

(事務局)

私立学校の先生の研修への参加者も多い。研修後の感想では、県立学校の先生と話す機会が少ないので、大変良い機会になったという声を聞いている。また、特別支援学校の先生にも参加いただいており、特別支援学校の先生の視点がすごく勉強になったという声もある。県立私立に関わらず、リピーターの参加者が多く、実施者としては嬉しいこと。

また、このいじめの研修会は、当委員会で調査いただいた重大事態の再発防止策の提言に従い、実施しているもの。いただいた提言をしっかりフィードバックするということで、そこを意識して先生方に伝えている。守秘義務を守りながら、具体的な事例で対応を検討し、担当が解説をすることで、これまでつらい思いをされた方、それから調査していただいた方の努力を無駄にしないようしている。